

第8回動物園条例検討部会

会 議 録

日 時：2020年8月31日（月）午前9時30分開会
場 所：Web会議システム

1. 開 会

○事務局（佐々木経営管理課長） みなさま、おはようございます。経営管理課長の佐々木でございます。それでは、これから第8回動物園条例検討部会を開催するにあたり、事務局からご案内をさせていただきます。

事務局からの資料送付が少し遅くなり先週金曜日でしたが、ご覧いただけましたでしょうか？

本日も、1時間半程度で10分休憩を入れさせていただきます。

黒鳥委員がパソコンを調整中のため、オンライン会議に入れていないようですが、接続でき次第ご参加いただく予定です。

それでは、ここから金子議長に議事進行をお願いしたいと思います。

金子議長、よろしくお願いいたします。

2. 議 事

○金子議長 それでは、部会を始めます。今回で8回目になりました。

前回の部会の議論では、第2章の動物園水族館の適用範囲を動物園の定義に該当する施設とすること、そして、保全を推進しようとする施設を登録制度で把握し、第2章の規定を遵守してもらいながら、市が情報提供したり事業補助したりするなどの支援する施策を講じ、条例の目的を達成していくという方向で皆さんと合意をさせていただいたところで

しかし、その後、動物園と市でいろいろと調整がありました。前回お送りしている資料では、登録制度について、章立てするのではなく、第3章の中に地域協定という形で盛り込んではどうかというような話があり、皆様にはそうした内容でお送りをしていたかと思うのですが、そうではなく、部会の議論を踏まえて、第3章に登録制度として出したほうがよろしいのではないかということになりました。

ですから、先ほどお送りした資料は、前回の部会の議論の流れで変わらない形になっています。でも、このように、前回の部会が終わってから事務局の中で紆余曲折あり、お送りしている資料が少し違っています。先ほどお送りした資料並びに今日事務局からご説明をしていただく内容が全体の部会を踏まえたものになります。

それでは、議事に入ります。

まず、第2章を少しシンプルにするということ、それから、第3章に登録制度というものをに入れるという流れになっておりますので、どういう形になるかを事務局からご説明いただければと思います。

○事務局（森山調整担当係長） 今日はどのような形で整理結果を確認していくかについてご説明をさせていただきます。

初めに、配付資料の説明をいたします。

資料1についてですが、第1章の総則、それから、第2章の動物園水族館について、こ

れまでいただいた意見を反映し、第2章からほかに振り分けるという点を変更した箇所としてまとめたものになります。本日は、主にこれらの点を確認いただきまして、内容を固めていきたいと考えております。

次に、資料2についてです。

先ほど修正版をお送りさせていただきましたが、このファイルは親会議であります市民動物園会議に検討部会が報告する書面として作っているものの案です。本日は、この検討結果報告書について、その内容を確認いただきたいと考えております。

第1章と第2章の内容を整理しておりますが、前文や第3章の新しく追加しました登録制度、それから、第4章になる円山動物園の章はまだ作成中でございます。今後、つくりますので、でき次第、皆様にメールでお送りしたいと思っておりますが、今日は、第1章と第2章の内容を中心に確認していただきたいと思っております。

次に、資料3についてです。今日、第1章や第2章を整理した内容の中で、基本理念や基本原則、それから、第2章の実施事業に関わる項目が複雑に関係している部分がございますので、それを全体的に修正した動きを把握する資料として配付しております。今日は、これらの資料を使いながら、条例に盛り込む内容案について確認させていただきます。

それではまず、資料2の検討結果報告書案について、どのような作りとなるかをもう少し説明いたしまして、報告内容として過不足ないかのご意見をいただければと思っております。

今、画面に条例のイメージを映し出します。

それでは、この報告書のイメージをご説明します。

検討結果報告書は検討部会から市民動物園会議へのものとなりますけれども、右側のとおり、市民動物園会議から札幌市へ提出する提言書案を報告する形で構成してはどうかと考えております。検討部会での報告の中身は提言書案に盛り込まれます。この提言書案一式を報告書に添付することを考えておりまして、検討部会での検討経過を総括した報告文章を1の検討結果の報告というページで書きたいと考えております。さらに、これに委員名簿や検討部会の開催状況の一覧を添付します。

右側につける提言書案についてですが、中身を報告書の形で出したいと思っております。

まず、目次をご覧ください。

検討結果報告書は、検討経過などを書いた検討結果報告、委員名簿、開催状況、そして、提言書案がつきます。

提言書案の目次がこちらです。

1は提言にあたってということで、条例の必要性や意義、位置づけを書きます。また、(2)の条例の構成やその考え方についての2項目を記載します。

次に、2の条例に盛り込むべき事項ですが、これまで議論いただいた内容を記載します。

前文、第1章の総則、第2章の動物園水族館、第3章は、今日修正で報告しましたが、前回会議で追加の方向となった登録制度、そして、第4章に円山動物園です。

次に、附帯意見についてです。今回の検討の中で動物福祉条例の検討の必要性について議論がありましたので、動物福祉条例の制定について検討すべきという提言をしたいと考えております。

最後に、参考資料ということで、市民動物園会議と検討部会の委員名簿や開催状況、その他実施しました講演会やアンケートの調査結果についての資料をつけます。

こういった提言書案の構成ですが、今日は、1の提言にあたってのうち、(2)の条例の構成やその考え方について、それから、条例に盛り込む内容案をご確認いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○金子議長 今、森山係長からお話があったとおり、今日は、第1章、第2章についてです。

また、皆さんにお諮りしたいのは、最初に構成についてご説明をいただきましたが、まず、構成案についてご意見をいただきます。それから、順次、この内容について、一つずつご説明を事務局からいただく予定です。

それでは、報告書の構成についてです。

部会の結果報告書ができれば、それが市民動物園会議に上がって、市民動物園会議において提言書が作成され、市に上がっていくこととなりますが、そうした流れについて、また、それに盛り込む内容、構成についてご意見があればお願いをしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○金子議長 それでは、このようにするというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○金子議長 ありがとうございます。

続きまして、提言書案の4ページと5ページの条例の考え方に掲げておりますアからクの内容に移ります。

それでは、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局(森山調整担当係長) それでは、提言書案の4ページの1の提言にあたってのうち、(2)の条例の構成やその考え方についての②の条例の考え方についてです。

このページには、条例を検討する際に前提としたこと、条例の構成、内容に対しての全体的な考え方について列挙したところとなりますが、事前にお送りした資料で更新できなかった部分がありましたので、先ほどお送りさせていただきました。

エとオですけれども、登録制の部分が入っていなかったもので、今日はそれを修正したものを表示しております。それから、クの条例の名称についても抜けておりましたので、こちら追加をさせていただいております。

それでは、一つ一つ中身を確認いただきたいと思っております。

まず、アです。

国内には、動物園及び水族館、以下、動物園等と言いますが、これを定義した法令はな

く、動物園の役割については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に動植物園等が生物の多様性の確保に重要な役割を有していることを明記していますが、このほかにはなく、実施すべき事柄を明らかにした根拠法令もないことから、動物園等の活動は何のためにあるのかという点に視点を置きまして、あるべき姿として捉えることができるものとするを前提に検討したとしております。

次に、イです。

動物園等は、主に野生の動物の種を扱う施設であることから、生物多様性条約に鑑みても、生息域内保全に寄与するための生息域外保全を行う施設として存在していることを基盤にして、動物園の在り方を規定することとしております。

次に、ウです。

動物の飼育及び生物多様性の保全、例えば、調査研究、環境教育、種の保存といった保全活動を行う際には、良好な動物福祉の確保が必要不可欠であることを根底に置き、良好な動物福祉の確保のために、動物園等に共通して求めるべき事項や円山動物園の運営において実施すべき基本的事項を本条例で明確にすることとしております。

次に、エです。

条例の構成は、前文、第1章の総則、第2章の動物園水族館、第3章の登録制度、第4章の円山動物園に区分し、第1章と第2章では、動物園のあるべき姿やこの条例の規定によって実施されるべき事柄を理念、原則として規定し、第3章は、保全を目的とした動物園が一定の支援を受けるための登録を行う制度の手續や支援の根拠規定を置くところと位置づけまして、第4章は、あるべき姿を将来にわたって実現していくため、円山動物園はどのようなことを基本に運営していくのかを明らかにします。

次に、オです。

第2章の動物園水族館の取り組むべき内容を理念として挙げるのみでは実効性を担保できないと考えられることから、札幌市としては、条例の普及啓発を行うことはもとより、条例の目的を達成するため、保全を推進しようとする動物園等の事業に対し、助言、情報共有、事業補助などの支援を行う制度として登録制度を第3章に設けるとし、条文には手續、登録要件、審査機関などを規定するとともに、市は、登録園館に対し、支援を行うことができるということを規定します。

次に、カです。

条例は、動物園・水族館で働く者の間で日常的に使われる言葉であっても一般的ではない言葉も多々あることから、これらについては市民にできるだけ分かりやすく伝えることができる表現、かつ、英訳する場合に理解しやすい内容とすることに心がけることとしております。

次に、キです。

前文を設けまして、ここでは、なぜ本条例を制定するのか、100年先の札幌市民に残すべき動物園とはどんなものであるのか、動物福祉の概念を普及する背景として、ワンへ

ルスという考え方にもつながるものであること、本条例の適用を受けない動物取扱業者に対しても共通する理念として示すことを書きます。

最後に、クです。

この条例の名称は、イギリスの動物園法同様に、水族館等を対象にしつつも、動物園、Zooを名称とした札幌市動物園条例とすることを言います。

このようにまとめさせていただきましたので、今日はこの点についてご意見をいただければと考えております。

なお、登録制度についてですが、登録要件をどのような内容とするか、事務局で案を検討しましたので、現時点で検討した内容を画面に出します。

六つの四角が上にありますが、こちらは提出書類をイメージしております。

下にも点が六つありますが、これは上の書類からどんな点をチェックするのかを書いたものになります。例えば、一番上は設置意図、運営方針が分かるものの提出、基本情報、事業計画、予算書、それから、保有動物の一覧、重点的に繁殖、域内保全に取り組んでいる種の具体的計画を1種類以上、動物福祉規程等の取組体制に係る書類を出していただきます。その中で、動物飼育は展示を主たる目的としているかどうか、例えば、販売などが主の目的になっている事業者もいるかと思っておりますので、その辺を確認するということになります。

2点目として、動物園等の運営方針が生物多様性の保全を目的としているかどうか、3点目として、6項目に整理していますが、実施事業がされているか、又はこれから取り組もうとしているかを見ます。また、4点目として、繁殖、教育、研究などの取組目標を持って野生動物を飼育しているかどうか、5点目として、動物福祉の向上に取り組んでいるかどうかを見ます。

最後に、動物福祉なり施設の整備がJAZAの飼育ガイドラインなどに対応しているかどうか、または、対応するための方針、計画があるかどうかを見ます。

こういった点をチェックしていくとよいと考えておりますが、この要件を条例あるいは施行規則に盛り込むかはご意見をいただきながら引き続き検討したいと考えております。

特に、登録制度については、札幌市として動物園条例の提言を受けましたら、条例の目的を達成する手段として、ほかの方法がないか、市が条例を運用し、施策を講じていく上において最小のコストで最大の効果を発揮できるかどうか、最善の方向についてあらゆる面を精査することになってきますので、その判断の際、登録制がほかの手法と比べても優れているのだという点を確認する必要があります。そのため、登録制を提言する理由も提言書には書く必要があるかと思っておりますので、その辺を検討部会で共有したいと思っております。

以上、条例の考え方についての説明でした。

○金子議長 登録制については市との間でいろいろと議論が出そうな感じもありますので、登録制のメリットについて、部会からの報告書に強く書いたほうがいいだろうという考え

方が森山係長から示されました。これについては後で諸坂委員から少しコメントをいただければと思います。

まず、皆さんにお話ししたいのは、条例の考え方についてです。

今、アからクまで事務局から説明をいただきましたけれども、ご意見があれば、1点ずつお願いしたいと思います。最後に、アからクについて、全体のご意見を伺います。

それでは、アについてです。

なぜ条例が必要なのか、動物園の役割は何なのかを書いています。

何かありましたらお願いします。

○遠井委員 アとイに関わることです。

基本的にはここに書かれていることで特に異存はないですけれども、法令との関係については漏れがないように補足するとともに、条例と法令の関係をもう少し明確にしたほうがいいのではないかと思います。

例えば、アのところと関連して、この検討部会の最初に諸坂委員からご教授されたと思うのですが、設置に関連する法令は動物園とは直接関係していないとはいえ、一応あるにはあるわけです。動物愛護法でも改正前から展示動物の取扱いに関する規則は存在していたわけです。しかしながら、動物園・水族館の役割やその特性を踏まえたものではないし、カバーしている範囲も限定的だったということです。

このように直接は関係していないのですが、従来、動物園の規制に関わっていると思われるものにも一応は言及する必要があるのではないかなと思いました。

また、これだけでは不十分だという理由としては、これも部会で議論がありましたように、動物愛護法の改正でかなり詳細な規則ができ、条例で実現しようと思っていた内容と重複する部分が出てきているのだけれども、なお、「愛護」と「福祉」という概念は相違し、「愛護」の強化で「福祉」をカバーすることはできないということがあります。それから、動物福祉を念頭に置いた展示動物の取扱いと種の保存法における認定動物園の位置づけが統合的な法令で認められていないので、その点から言うと、やはり法的な空白は存在する、ということがあるわけです。

それから、生物多様性保全と動物福祉の遵守を具体的に実現する措置は法令では特に定められていませんので、その点については、現場に委ねられていると考えられるわけです。

そうすると、法令と条例の関係については、1年前の時点では、上乘せ、横出しという感じで、法令を厳格化する趣旨かなと見ていたのですが、この間に動愛法の指針がかなり詳細に出てきたということになると、むしろ法令の趣旨をより完全な形で、あるいは、統合的に実現をする、実効的にそれを確保するための仕組みをつくるというふうに焦点を少しずらしていったほうがいいのではないかなと思いました。

○金子議長 大変貴重なご意見だと思います。

ただ、どういうふうを書くかについては、遠井委員から少しアイデアをいただいて盛り込むような流れになろうかと思います。

今、イも含まれましたので、アとイについて、昨今の動愛法の改正等も含めて、条例を設置しなければいけない理由をもう少し詳しく書くことについてはいかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○金子議長 ありがとうございます。

それでは、ア、イについて、もう少し肉づけをして、昨今の情勢も踏まえた文章を追加したいと思います。事務局もよろしくお願いします。

それでは、今、イについても入りましたので、イについて、皆さんから何かご意見ございませんか。

○遠井委員 生物多様性条約における生息域内保全の施設としての位置づけであるということはもちろんそうなのですが、日本国内における生物多様性の国家戦略や、そのほかの関連文書においても動物園等が生物多様性保全の生息域外保全施設であるということは繰り返し言及されているので、条約だけではなく、そうした国内実施に関わる法令や計画にも言及してもいいのではないかなと思いました。

これも基本的には先ほどと同じく漏れがないようにした方がいいというだけで、趣旨については特に異存ありません。

○金子議長 ここも含めて、遠井委員から少しアイデアをいただくということによろしいですか。

○遠井委員 そうですね。

条約の決議も調べてみますので、動物園の位置づけについてももう少し詳細なものがあれば、それも入れていただければと思います。

○金子議長 皆さんから異存がなければ、事務局と遠井委員の間で文言について調整をしていただいて、その後、皆さんに諮るということによろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○金子議長 それでは、次にウに移ります。

ご意見等あればお願いします。

○遠井委員 動物福祉については良好な福祉という言い方でいいのでしょうか。

○事務局（森山調整担当係長） 4回目か5回目のとき、動物福祉は、向上という表現ではなくて、良好な福祉を確保する絶対なのだという意見がありまして、その表現は良好な福祉の確保ということで方向性を確認した経過がありましたので、こうした表現にさせていただきました。

○遠井委員 分かりました。

それから、生物多様性保全と書いて、括弧して、調査研究、環境教育、種の保存と書いているのですが、何か、うーんという感じがするのですね。生物多様性保全に関わる措置や事業など、少し言葉を補足していただいたほうがいいのではないかなと思いました。

コンサベーション自体が研究、教育、調査まで全てを含むという捉え方もできるのですが、語義から見たら少し広いのではないかと見えるところもあるので、少し補足し

たほうが自然な感じになるかなと思います。

○諸坂委員 今の遠井委員のご意見については私もそう思っていました。

例えば、赤字で書かれている「生物多様性（種の保存）の保全に係る調査研究または環境教育を行う際には」にすればどうでしょう。

もしくは、点にして、「動物の飼育及び生物多様性（種の保存）の保全に係る調査研究、環境教育を行う際には」でも通じるかなと思うのです。

○金子議長 そのほかにご意見があれば出していただきたいと思います。

これにつきましてもすぐに決定というのは難しいのかなと思います。ここでは方向性を整理するというところでまとめさせていただいて、今後の具体的な内容については、諸坂委員、遠井委員、事務局で文言調整をさせていただくということでもいいですか。

○諸坂委員 もう一点です。

ウのところ、動物福祉が必要不可欠とか、動物福祉の確保のためにと書かれているのですけれども、この報告書の附帯意見で、動物福祉条例は、別途、検討するようにと出すと記憶しているのです。

ここでこういうふうな書き方をポンとしてしまうと、この条例が動物福祉条例なのだという誤解を生むのかなと思いました。だから、こうは書きつつも、動物福祉に関するさらに精密な制度設計については、別途、条例を検討されたし、といった形にしてはどうでしょうか。それが附帯意見になるのですが、ウの中でもう一言つけ加えておいたほうが誤解を生まないかなと思いました。

○金子議長 動物福祉条例については別に検討とするというようなニュアンスが少し含まれるようにということですか。

○諸坂委員 そうですね。これは動物福祉をメインにした条例ではないけれども、それでも、最低限、動物福祉に配慮するよう、動物園の共通事項を本条例で明確にするのだと。そして、動物福祉の本体というか、実態的なものについては、この条例とはまた別にきちんとつくるのだとするのです。

○遠井委員 今、諸坂委員からご指摘いただいた点ですけれども、例えば、ウに動物園等における動物の飼育及び生物多様性保全等に関わると限定をつけてしまえば、動物園における様々な事業においては良好な動物福祉の確保が不可欠とか必要であることを踏まえと続けることで、全ての場面における動物福祉の確保を定める条例ではないということがより明確になるのではないかなと思います。

諸坂委員、この点はいかがでしょう。

○諸坂委員 そうですね。

○遠井委員 意見については別途書くわけですが。ここの提言の趣旨のところに入れると横線にそれってしまうこともあるかもしれませんので、むしろ、ここでは限定してしまっ、動物園等における飼育、様々な事業においては必要と書けばいいのかなと思いました。

○諸坂委員 ただ、これは動物園における動物福祉ということを経典の下部規範のガイド

ライン等で作る予定が市にあるのかどうかは確認した上でやらないといけないと思います。

動物福祉といっても、多分、ゾウの福祉とヘビの福祉は違うわけですね。そうすると、それぞれの動物に対して、少なからず円山動物園が飼育している全ての種の福祉について何らかのガイドラインをつくりなさいというのがこの条例からのメッセージになると思うのです。しかし、果たしてそこまでやれるのかです。

動物福祉という言葉がお題目的によく使われますけれども、具体的に何が良好な福祉なのかと言われたときにはなかなか難しい問題になるのではないのでしょうか。特に、動物園動物の福祉は家畜における福祉とは違って、完全なノーストレスの状態をつくれればいいわけではなく、一定の良好なストレスというか、不快、不合理、不必要なストレスは言語道断だとしても、しかるに合理的な一定の良好なストレスは与え続けないと本来の野生種としての本能がそぎ落とされ、家畜化されてしまう危険性があるのです。

いま我々が議論、検討すべき動物園では、野生動物の家畜化を目指すのではないのです。そういった意味で、動物園動物の福祉というのは、条例では最高水準のそれを目指せとメッセージを発出すれば足りませんが、その下部規範では、それをどこまで実現できるか。そういった意味でも、動物福祉条例について、ここでは検討する体力がないので、別途、検討しましょうとなったような記憶があるような気がするのです。

○遠井委員 事務局からご説明いただいたほうがいいのかもかもしれませんけれども、この後、結局、理念や義務のところ動物福祉に関する規定をつくっていくということを条例でうたって、また、その下部規範をつくっていくという前提で話が進んでいたのではないかと私は考えるのです。

あくまでも、一般的に全ての事業者をカバーするような動物福祉に関する基準はつくらないと。展示動物に関する動物福祉については、まず、1点目は、科学的な発展によって変わっていくものだというのは何度も確認しましたよね。ですから、一度つくったら、それが10年後、20年後までずっと同じということはありませんので、随時見直しをしたり、実施状況についてモニタリングをしたりする必要があるということも検討の中で確認されていたことだったかと思います。

もう一点としましては、例えば、JAZAについても、動物ごとについて様々なガイドラインが今つくられつつあるというお話もたしかありましたので、そういうことも踏まえ、登録制度の中では提出書類の中に一定の福祉基準に合致するような書類を出すようにということを示していますので、あるという前提でやっているのではないのでしょうか。

ですから、展示動物に関しては、今回の動愛法の改正の指針においても、実質的には展示動物福祉基準と見なせるようなものもかなり出てきているようなので、そういう意味では全くないというわけではありませんから、それを実際に条例の中に取り込みながら、なおかつ、それは最新の科学的な情報に基づいて見直しをしつつ、運用していくということが確認できていれば、それはこの条例の中で既に規則を持っていると言えるのではないで

しょうか。

それがどの程度具体化できるか、中身が分からないし、専門家でもないので、分かりませぬけれども、私の理解ではそういうふうに検討の中で話が進んでいたと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局（森山調整担当係長） 動物福祉の規定に関しては、個々の動物の基準を規則で定めるのではなくて、動物福祉を確保するためにどのように体制を取るのか、福祉規定をちゃんと定め、各園館で最新の知見などをモニタリングし、評価してやっていくというようなことを定めるものと考えられます。

その中で、取組姿勢を見ていく上で、例えば、JAZAなどのガイドラインがあった場合にはそれに適合しようとしているかどうかを見ると。実際の内容は提言後に市の方で考えることとなりますが、それをこの条例や規則ではっきり種ごとに何か基準を定めることまでは想定していないところです。

○諸坂委員 今のスタンスを踏まえた上で、では、将来的に動物福祉条例を今後検討すべきという附帯意見で言うところの動物福祉条例というのはどういうものをイメージするかをここで少し検討しておかないとならないと思います。今の事務局で考えているような動物福祉のレベルについてはこの条例でもう入っているわけです。ですから、この条例でこぼれ落ちてしまう部分の動物福祉をすくい上げ、改めて動物福祉条例というものをつくりましょうということが附帯意見になるわけです。そこで、附帯意見で我々が後世に残すべく条例のイメージとはどんなものを少しは入れておかないといけない、考えておかなければいけないかなと思います。

今、遠井委員がおっしゃったように、動物園以外の動物取扱事業者の福祉を言うのか、これは後の話題ですけれども、附帯意見の書きっぷりは考えなければいけないし、逆に言うと、附帯意見で書かれているものはこの条例では触れられなかったということの言明になるので、そこを少し切り分けないといけないと思います。

動物福祉という言葉は、今、いろいろな方がいろいろな意味で使っていらっしゃって、下手をすれば愛護と同視しているような方もおられ、非常に危険な言葉だと私は思っているのです。福祉という言葉が独り歩きしてしまう危険性すらあるように感じます。ですから、この条例でかちっと固める概念と我々が固められなかった概念というか、次にバトンタッチする概念はきちんと切り分けておいたほうがいいかなと思います。

これは後の話で、今ここで議論してもしょうがないので、先に進んでいただいて結構です。

○遠井委員 今の話ですけれども、動物福祉条例について、本当に包括的なものをつくるかどうかまではここで議論する必要はないかなと思うのです。ただ、今回、後ほど検討される登録制度です。これは任意登録制度ですから、一定の限界があるということを踏まえなければいけないのではないかなと思うのです。

つまり、任意登録ですから、園の判断で登録しないとすれば、一切関わらないという

選択もできるわけです。そうすると、外形的には、動物園にかなり類似し、似たような構成を持っていたとして、そして、そこに支援しますよと手を広げても、向こうから入ってこないことには何もできないというところがこの条例の実効性の限界の一つになると思うのですね。ここについてはどうするのかはある程度の方向性を示すことができると思います。でも、ペットショップや動物の処分場などの取扱いまで検討する必要があるかという、それは広過ぎるのではないかなと思います。

もちろん、皆さんにはいろいろなご意見があると思いますので、これは私のコメントとしたいと思います。

○事務局（加藤円山動物園長） 最初に遠井委員がおっしゃったことでいいと思うのです。動物福祉条例がどの時点で出てきたかという、条例の適用範囲の話からです。今回の動物福祉は、動物園等の動物福祉であって、ここから外れる動物取扱業も含めた動物福祉を守るために動物福祉条例が必要だという議論でスタートしたのではないかと認識しています。

○金子議長 おおむね、委員の皆さんもそういう認識ではないかと思しますので、附帯意見をどう書くかというところで再度議論ができればと思います。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○金子議長 それでは、次へ進みます。

エでは、登録制度について書いております。

これから市へ提言する中で議論になるところだと思いますので、ご意見をいただきたいと思えます。

どなたからでも構いませんので、よろしくをお願いします。

○諸坂委員 この部分については特に何もありません。この文章で十分だと思います。

○金子議長 前回合意されたかと思いますが、第3章として登録制度を設けることについてはよろしいでしょうか。

○遠井委員 しつこいかもしれませんが、任意登録ですよ。ですから、「保全を目的とした動物園が」とありますが、自らの意思で望む場合など、自分の意思で登録を望んだ場合には支援を受けられるみたいな文言を入れておいたほうがよくないですか。

これでは自動的に支援対象としてのターゲットが決まるかのように読めないこともないかなと思うのです。必要かどうかは分かりませんが、どういう文言がいいかは今すぐ思い浮かばないのですけれども、読んだときにニュアンスが伝わるほうが後で誤解がないかなという気がしました。

○金子議長 これはその後の話になるかもしれないけれども、円山動物園は登録が義務となるわけですが、それもどこかで読み込めるようになっていないとまずいですか。

任意登録というようなことを書くのか、円山動物園については自動的に義務として登録されるのか、登録と言う形にするか、別立てとするか、いかがですか。

○遠井委員　そうですね。おっしゃるとおりで、円山動物園についてはこうした体制を確立するという、それから、市域の他の動物園については任意で登録制度を導入することによって市から支援を提供することができるなど、その点が読み取れたほうが、後で見ても、ここの説明とのそごが出ない感じがします。

○金子議長　円山動物園とそれ以外のところがきちんと明確に区分できるような書き方としたほうがいいということではないですか。

○遠井委員　はい。

○金子議長　分かりました。

そのほか、エの構成についてご意見はありませんか。

○異委員　質問です。

訂正して、第3章に登録が入ったようですが、最初に第3章の円山動物園の中に登録を入れておくよという話になっていたのはなぜなのか、教えておいていただければと思います。

○金子議長　前回の部会の後、紆余曲折があったので、それでは、今回に至るまでの経緯も含めて、事務局からお話をお願いします。

○事務局（森山調整担当係長）　今の異委員のご質問というのは、円山動物園は登録を義務とすることについてではなく、登録制度を入れた経過ということでしょうか。

○異委員　そうです。最初に皆さんで話し合っていたときに登録制度が必要だとなりましたよね。それで章が別立てされると思っていたのですが、円山動物園のところに入って、それからまた出されたということですよ。

市との打合せの中で何かあったということでしたが、それはなぜなのかということですか。

○事務局（森山調整担当係長）　以前にお送りした資料と修正版の間に何があったかということですか。

○異委員　はい。

○事務局（森山調整担当係長）　円山動物園としては、市として、登録制に関して提言された場合にどう考えていくかを他の手法はないかなど検討を進めていたのですが、その中で、まだまだ比較検証が必要ということで、第3章には入れていない状態のデータだったので、そのまま、事前に送付してしまっておりました。前回の会議で第3章に登録制度を入れるという話になっていたところを失念していたこともあっての資料送付でした。

しかしながら、前回、全会一致で登録制度を第3章に入れるということでしたので、それに合わせて資料をつくる必要があったことに直前で気付かしまして、急遽、修正版をお送りし直したということですか。

○異委員　登録制度が何か厄介なものに感じられているのかなと心配があったので、お聞きしたのです。

登録をすることで支援が受けられるというメリットがある点だけがクローズアップされているような気がするのです。一般的に、許可や登録に関しては役所のお墨つきのなもの

という意味合いで捉えていて、そこを通っていますよということを一般にアピールできるというメリットが大きいのではないかと思うのですね。ですから、支援を受けられるから登録してくださいとアピールする必要はないのではないかと思います。

○金子議長 ここについては、多分、いろいろなご意見があろうかと思います。そこで、登録については、アからクまでの議論が終わった後、諸坂委員からご意見をいただければと思います。また、登録制の意義については、最初に申しましたとおり、きちんと書いておいたほうがいいという議論もありますので、これについても諸坂委員からご意見をいただければと思っておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○金子議長 それでは、エについてです。

登録制度を第3章として独立させるということです。また、円山動物園の登録は義務化すること、ほかについては任意登録ということについては書き方を工夫するということがよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○金子議長 それでは、オに移ります。

オも第3章の登録と関わることですが、こちらでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○金子議長 それでは、カに移ります。

できるだけ分かりやすい表現とする、英訳する場合に理解しやすい内容とするということですが、ご意見はいかがでしょうか。

○遠井委員 英訳できるようにということはもちろん大事ですけれども、なぜそれが必要なかは補足したほうがいいのではないかなと思いました。

例えば、動物園等の保全措置は国際交流が不可欠であるから、あるいは、国際協力に基づいて実現することが必要であることからなど、それを補足していただいて、国際的な議論でも十分通用するような英訳が必要だという流れにしておいたほうがいいと思います。そうすることで何となくのイメージでの国際化ではありませんよということがより明確になるのではないかなと思いました。

○金子議長 重要なことかと思しますので、ここについては、遠井委員からもアイデアいただきながら事務局に練っていただくということでもよろしいですか。

○遠井委員 市民に分かりやすくということもそうで、市民と協力して動物園のあるべき姿を実現していくという条例の趣旨を踏まえるということを入れると、なぜ分かりやすくという言葉が必要なかをより明確に説明できるのではないかなと思いました。

○金子議長 ありがとうございます。ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○金子議長 それでは、これでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○金子議長 ありがとうございます。

次に、キに移ります。前文を設けて云々ということですが、いかがでしょうか。

○遠井委員 分からないので、教えていただきたいのですが、動物福祉の普及とワンヘルスの関係はどういうことでしたか。

ワンヘルスというのは、人獣共通感染症などの問題について、医療と獣医学を統合的にやっていくみたいな話ですよ。そうすると、動物福祉の普及をしていくこととワンヘルスを実現することにどういう直接的な関わりがあるのかがよく分からなくなってきましたので、ご説明をいただければありがたいです。

○事務局（森山調整担当係長） ワンヘルスの話は最初からお話があったかと思うのですが、その根底として、獣医療が重要だということもそうですけれども、野生の動物、そして、自然環境、人間という生き物がそれぞれ関わりあって、全てが健全でなければ人間の健全な生活も維持できないということがワンヘルスの考え方ということで条例の根拠理由、生物多様性の保全につながるものというお話がありました。

そこで、飼育している動物に関しても、動物の健康、動物福祉が確保されていなければ、自分たちの環境の維持にもつながっていかないだろうという考え方として反映したものです。

○遠井委員 今の説明で何となくイメージが湧くのですが、この文章だけだとそこまでは読み取りづらい感じがするので、もう少し補足をしていただくか、表現を変えていただいたほうが分かりやすいなと思いました。

確認ですけれども、そうすると、野生鳥獣を対象とした獣医学の研究実践の場であるということだけではなく、もう少し理念的な意味合いがあるということですね。

○事務局（森山調整担当係長） そうですね。

○金子議長 ワンヘルスについて、唐突にぽこっと出てくるのですよね。部会の委員の皆さんはこれまで聞いていらっしゃるかもしれないですが、市民の方、あるいは、議会の方、条例担当の方にとっては何か唐突なような気がするかなと思います。ですから、もう少し丁寧な書き方が必要かもしれませんね。

遠井委員は、今の森山係長からのお話のようなことであればいいのではないかとということでしょうか。

○遠井委員 多分、皆さんと同じような認識です。そんなにワンヘルスに詳しいわけではありませんけれども、今ご紹介いただいたように、人と動物のどちらも健全な環境が必要であるという理念的なレベルでのワンヘルスと動物園との関連性ということであれば理解できます。

でも、そうすると、動物福祉との関係というより、動物園とワンヘルスという関係かなという気がしないでもないですが、私の理解も正確ではないので、その辺りはお任せいたします。

○金子議長 分かりました。

では、事務局に案をつくっていただくことにします。

○諸坂委員 私から二つほどお話をしたいと思います。

動物福祉とワンヘルスは無関係ではないのですが、動物福祉というのは動物に主眼を置いた考え方、動物ファーストの考え方ですけれども、ワンヘルスというのは、動物や自然に一定の配慮をすることによって結果的には人間社会を豊かにするのだという人間社会を豊かにするところがゴールになると考えます。したがって双方の概念（理念）は重なる部分を多分に含んでいるとはいえ、目指すべき方向性は異にしているのかなと門外漢ながら考えています。ですから、僕も文章を考えたいと思いますが、ここが何か同じステージの話だと誤解をさせないように丁寧に書いてはどうかと思っております。

もう一点です。

一番気になるのが一番最後のフレーズで、「本条例の適用を受けない動物取扱業者に対しても共通の理念を示す」とありますよね。これは、最初に私がこの委員会で異を唱えたことで、適用範囲というのは、動物の取扱いが悪い施設を規制することではないかと言ったところ、皆さんから、いや、それは違って、今回考えているのは保全を考えている動物園だけなのだということを押し切られたといいますか、そういう動物の取扱いが悪い施設については、近い将来、動物福祉条例を別個つくりましょうというところに落ち着いて、今ここにいると思うのですよ。

そうした流れで登録制という議論も出てきていると思うのですが、ここに来て、本条例の適用を受けない者に対して共通の理念を示すというのが本条例の目的になってくると自己矛盾するかなと思うのです。あくまでも本条例の適用を受けないわけですから、これは外すべきです。

○小菅委員 今の諸坂委員の発言に賛成です。

これは、あくまでも、適用範囲はいわゆるこの条例で規定した動物園としているので、それ以外のものに対して理念を示すというのは、やはり、そぐわないのではないかと僕も思ったのです。ですから、私としてもこれも要らないのではないかということに賛成です。

○金子議長 ここは削除でいいですか。

○遠井委員 ここは筆が走っているなという感じは私も受けました。例えば、その上のところに100年先の動物園像を示すとありましたよね。そこに普遍的な動物園像みたいなものを入れて、条例の適用があるかないかではないけれども、動物園というのは本来こういうものであるべきだというものをそこに込めてしまうという書き方もあるのではないかと思います。

○金子議長 ということは、ここは要らないということですか。

○遠井委員 そうですね。今、皆さんおっしゃったように、やはり違和感があります。「適用」と使うと、適用範囲のないものに関することを条例の理念に入れるのか、となり、それは確かにおっしゃるとおりなのです。

ただ、イメージとして言いたいことというのは、普遍的な動物園、本来あるべき動物園

とはこういうものですよということですよ。それであれば、その前段の100年先の動物園云々というところにそうした普遍性の高い動物園像を書き加えたら、その趣旨を少し含めることができるのではないかなと思いました。

○諸坂委員 今の遠井委員のお話から少しインスピレーションをいただいたのですけれども、むしろ、そういう話は前文で書き込むことなのです。理念的なある種のビジョンというのは、第1条や第2条など、細かな規定ではなく、もっとおおらかな表現の中で書くべきであって、それは前文なのです。

でも、全ての条例に前文がついているわけではありません。法律もそうですけれども、ほとんどの条例には前文はないのですよ。そうすると、この条例においては、動物園の未来というか、種の保存、生物多様性の未来を100年先まで見据えて、条例に対して前文を設けることと柱書きでつくってしまって、その前文の中には、こういう動物福祉を普及することをバックグラウンドとするワンヘルス・ワンワールドの思想を盛り込むのだということを書きなさいとしておけばいいのではないかと思います。

○金子議長 多分、書き方が悪いというか、キの最初のところに「前文を設け」と書いてあるのです。だから、前文を設けることと最後に書いてしまえばいいですかね。そういう普遍的な動物園や理念をきちんと書いた前文を設けることと後ろに持ってくればよくて、今は理念を示すことで終わっているから、前文を設けということとこれがうまくつながっていないのですね。

○諸坂委員 そうですね。

○金子議長 今の諸坂委員のお話だと、前文でそういうことをうまく表現し、このキを受けないというような文言ではなく、遠井委員が言っていたように、普遍的な動物園、あるいは、100年後の動物園というようなことを盛り込むような前文を設けるという流れにすることです。

○諸坂委員 それがいいと思います。

○金子議長 そのほかにありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○金子議長 それでは、そのようにしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○金子議長 ありがとうございます。

次に、クに移ります。名称ですが、動物園、Zooを名称として、札幌市動物園条例とされているということですが、これでよろしいですか。

○遠井委員 以前、伊勢副議長に対し、例えば、韓国の動物園法だと、水族館と動物園はそれぞれ定義をして使っていますよね、この条例では水族館の定義をしていませんけれども、いいのでしょうかと伺ったら、それは同じことだからいいのだというお話をされたと思うのですが、そうした理由をつけ加える必要はないでしょうか。

つまり、名称がどちらかというよりも、動物園・水族館に通底するような共通の理念や

規則があるので、これに関しては一つの名前だけでも、どうのこうのとか、説明を入れる必要があるのかなと思いました。

○金子議長 それは水族館が入っていますよということを入れるということですか。

○遠井委員 そうですね。余分かもしれませんが、名称としては動物園を使いますというだけではなく、動物園・水族館に今検討している条例内容というのは通則としてどちらにも共通するところがあるため、これらについては同様に扱っているということが必要かなと思ったのです。

○金子議長 逆に、動物園条例ではなく、動物園水族館条例と具体的に水族館を入れてしまうというのもあるかと思うのですが、その辺はいかがですか。

○遠井委員 そうですね。なぜそれを動物園にしたのか、疑問に思ったのです。

○小菅委員 もともとはすべてが動物園だったのです。その中で、水族を扱う部分が出てきたので、水族館をつくったのです。水族だけを取り出した動物園、つまり動物園から独立して水族館が出てきたので、基本的には動物をその暮らしごとに見せる施設というものは全て動物園という名称だったのです。

ただ、例えば、昆虫を始めたら、それだけが独立して昆虫館、昆虫園ができてきたのですけれども、ここで言う動物園というのは全てを包含しているのです。これは、歴史的に見てもそうなのです。ですから、広い意味で、水族館、昆虫館、全てを含んだものが動物園という考えでよろしいのではないかと思うのです。

○金子議長 皆さん、いかがでしょうか、

結局、水族館の位置づけをどうするかということ、また、名称の中に水族館を入れずに動物園条例としてよろしいのかどうかということだと思うのです。

○遠井委員 今のご説明の歴史的な経緯も踏まえてというのは非常に理解しやすかったです。ただ、それを解説文などに入れていただけると、私のようなその辺を知らない市民はより理解しやすいかなと思いました。

○金子議長 伊勢副議長はいかがでしょうか。

○伊勢副議長 種の保存法に基づく認定動植物園法にも水族館という言葉は入っていないのですけれども、水族館も入るのです。それは先ほど小菅委員が言われたことですが、水族館も入っているよということがもう少し分かりやすい言葉で表現されればいいのかと思います。

○金子議長 それでは、名称としては札幌市動物園条例でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○金子議長 ありがとうございます。

それで、内容的には、水族館が対象になっていますよということをもう少しどこかで明確に書くということです。それは、解説文なのか、提言の中で対象にしつつもという表現はどうですか。

○小菅委員 動物園等の中で包含されているので、それは大丈夫です。

○金子議長 分かりました。

それでは、クについてはそのようにしたいと思います。

それでは、先ほどお話をしました登録についてですが、長くなっていますので、10分ぐらい休憩をして、11時10分から始めたいと思います。

よろしくをお願いします。

[休 憩]

○金子議長 再開いたします。

それでは、登録制度について、諸坂委員からご発言をお願いしたいと思います。

○諸坂委員 まず、この登録制に至った経緯を簡単に確認した上で、登録制の法的な位置づけについて、また、先ほど事務局からご提案いただいた登録制度の設計の方向性について、私見も踏まえて少しお話をしてみたいと思います。

まず、条例検討部会で登録制という言葉が登場したポイントとしては二つあるかと思えます。

一つは、この条例の適用範囲をどの程度にするかというところです。

私や異委員など、何名かの委員は、動物の取扱いが悪い施設に規制ができるかできないかということが一つの論点としてあったかと思えます。

しかし、ここでの一つの結論、方向性としては、そういった事業者は適用範囲から外し、この条例が定義づけている種の保存や環境教育といったものを目指す園館のみを動物園と定義して、そのみをこの条例の適用範囲とするのだということになったかと思えます。

ただ、そう考えたとき、問題がもう一つ生まれてくるのです。それは何かというと、この条例が目指す種の保存や環境教育というのは、まず、円山動物園がやっているわけで、円山動物園に対する条例なのかということなのです。そうすると、この適用範囲が円山動物園だけになってしまいます。円山動物園だけが適用範囲の条例であるならば、何も条例でつくる必要はなく、円山動物園として独自の指針をつくれればそれで済む話だという疑問が出てくるのです。

条例というのは、地方公共団体の議会が最高の意思決定機関として発信する指令、命令になりますので、やはり、条例という本筋論からいくと、社会に対して一定の善悪を示し、悪に対する規制を盛り込んで、社会改革を目指すということが本来のあるべき姿だと思うのです。

円山動物園という一行政機関が何をしたいのかに対して議会が言うようになりますと、条例の適用範囲が狭過ぎるのではないかと、あるいは、円山動物園がどうこうしたいと言うだったら条例にする必要はないのではないかと、これは私からも問題提起をさせていただいたところです。

そうした紆余曲折の流れの中、では、円山動物園以外でも円山動物園と志を同じくする

ような種の保存や環境教育に頑張りたいという園館があれば、そういったところに登録してもらい、市で認定し、一緒に頑張っていこうという方向性にすれば、円山動物園にという内向きの制度ではなく、社会に関して、円山動物園ではこうするけれども、そういう園館をどんどん増やしていき、普及啓発にスピード感を持とうというイメージを持たせられる、そういう議論が発端にあったと思うのです。

もう一つとして、この条例の法的性格として、理念条例にするのか、円山動物園の経営や運営に対して実態的なアプローチができるような、規制条例とまでは言わないとしても、それに準拠するような条例にするのかという議論がありました。

理念条例として哲学や理念を話すだけでは駄目で、動物福祉や種の保存、域外保全という中身のある条例にしなければいけないだろうということがあり、それが制度設計にも影響し、今まで議論が進んできたかと思います。これが我々の議論してきた流れ、経緯だと思うのです。

しかし、登録制とはどういう法的性格かです。実は、行政法の世界では行政処分になるのです。要するに、一定の要件を提示して、この要件に合致した園館を市として、一方的かつ強制的に登録する、認定する、あるいはそれを拒絶するという話になりますので、準法律行為的行政行為と言うのですけれども、一定の行政処分となります。相手方の園館と円山動物園、あるいは、札幌市が話し合っただけで登録をしましょうという交渉は一切許さないものを登録制という言い方で、行政法の世界では議論しているのです。

このように、処分となると条例でなければいけないという話になってきます。それを踏まえ、条例に書くのだということでも落ちてきたわけですが、登録制にも各種あるのです。

例えば、弁護士となりますと、登録をしないと事業ができません。あるいは、薬剤師の薬事法に基づく登録となりますと、覚醒剤や麻薬の類いも登録事業者であれば保持できます。要するに、持っていても覚醒剤取締法で逮捕されません。このように一定の権利（権能）を与える、これを権利能力と言うのですけれども、一定の能力を与える非常に強力な登録があります。

一方、今の博物館法でやっているような動物園の登録というのは、名簿に名前が載るだけのような制度もあります。

このように、結構登録制には幅があるのです。この点につきどう設計するかは皆さんと議論をしなければなりません。

そこで、ここからは私の政策に対する方向性の話です。

先ほど事務局からご紹介いただいた登録要件のファイルを画面共有できますか。

四角で書かれているところの5個目ぐらいまでは形式要件なので、これぐらいは提出してもらわなければいけないよということになるのですが、6個目の一番最後のところを完璧にできている者でないと登録しないとやってしまうと、ほぼ自力でちゃんとした事業ができている園館になってしまうと思うのです。

要するに、100点満点のような動物園がもしあったとして、自分たちのところに研究体制もあれば、種の保存の実績もあれば、別に札幌市の条例により登録をするメリットがないとなると、結果的には登録制が形骸化していき、結局、この条例の対象は円山動物園だけですよね、この条例は何でつくったのですかと後で紛糾してしまう危険性があると思うのです。

何が言いたいかというと、登録される園館というのは、70点ぐらいはできている、あるいは、60点ぐらいはできている、でも、それ以上のことをやりたいのだ、でも、まだここが足りないのだという、今後のスケールアップを考えているような園館（事業者）に応募してもらいたいのです。そしてそういった園館を登録園館と市が認定し、そこと市と個別に協定を結びながら支援しましょうというふうにしなければならないということです。

そして、最低限の支援としては、異委員たちが先ほどおっしゃったように、公表・PRしてあげる、ここは登録園館ですよ、頑張っていますよということを公表してあげることがあるでしょう。加えて、うちの園館はここがちょっと足りないの、ここを何とか支援してもらえないかというとき、市と協定を結んで支援しますというふうにするのです。こういう設計にしておかなければいけないのです。

今、皆さんが画面で見ている部分をあまりにも完璧につくり過ぎてしまわないことです。

まず、条例をつくって登録制とするということは処分になりますので、それしかないと思います。でも、登録をした後はどうするのという設計もこの条例の中できちんと書き込んでおかないと、登録は何でやるの、どういうメリットがあるのという話になってしまうということです。

それでは、何か聞きたいことはありますか。

私が頭の中で整理し、メモを書いたのは以上です。

○金子議長 ありがとうございます。

では、皆さんから登録制についてご意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○遠井委員 諸坂委員に伺うのか、事務局に答えていただくのかは分からないですけれども、今のお話は確かにそうだなと思いました。

それから、この要件は、よくよく見たら、いろいろな要素が混在してしまっていて、もう少し整理する必要があるのではないかと思います。

大きく分けると、生物多様性保全要件と動物福祉要件があるわけですよね。まず、最低限の施設と展示目的で動物が飼育されているというところ、外形的に動物園らしきものであるということ、それにプラスアルファとして、生物多様性保全と関連する事業をしているのか、また、動物福祉的な考慮を目指しているかですよね。

今の動物福祉と書いているところに生物多様性保全の二つ目とかは生物多様性保全目的が入っていますし、それから、四つ目も野生動物の飼育の究極目的が繁殖、教育、研究ですから、これも上に上げる必要があると思うのです。この振り分けをしていただければな

と思いました。

もう一点は、諸坂委員にお伺いしたいのですけれども、そうすると、動物福祉に関しても生物多様性保全についても、ここに書かれていたものを100%クリアしないと登録できないとなったら誰もやらないではないかということであれば、それを目指しているとか、意欲があるとか、条例の趣旨に賛同してそれをしようとしているということを登録要件に書くことは法律の書き方として可能なのか、実体的な登録審査の要件として十分明確と言えるのかどうかということですが、それについてはいかがでしょうか。

○諸坂委員 よくある例としては、今後、事業を起こしたいという人たちに対して補助金を出すという制度があって、スタートアップ補助金というものです。若い世代の人たちがこのまちで事業を起こしたいけれども、お金が足りない、先立つものがないというとき、意欲はすごくあるし、自分がこのまちでこういうことをしたいというビジョンもあって、それを行政で審査して、こういう事業だったらうちのまちにぜひ欲しいな、うちの自治体でぜひこういうことやってほしいなというようなことがあると、例えば、一定の補助金を3年間出しますというものです。

ですから、未来展望というか、ビジョンに対して一定の作文をしてもらって審査するというものは制度としてあります。スタートアップ補助金やスタートアップ支援という言い方のものです。

もう一つ、登録制の規定の中で書かなければいけないのは、誰が審査するかということです。そこで、第三者委員会をつくって、そこで審査するということが必要です。

例えば、Aという事業者が象の飼育を頑張っていますよというのであれば、象の専門家に臨時委員として入ってもらい、あるいは、そういった先生から鑑定書をいただくなど、とにかく、多角的にいろいろな園館の皆さん、研究者に参加してもらえるような第三者委員会を設けることが制度設計の中で出てくるのかなと思います。

ただ、不十分な園館をどう支援するかというところで制度設計が決まるので、あまり厳格に、動物福祉もできています、何もできていますよとしてしまうと、これに参加するメリットがない、書類を書くだけ時間とお金ももたないよねとなってしまうので、少しハードルを下げたほうがむしろいいかなと考えているところです。

○遠井委員 今おっしゃられたように、登録のハードルを下げるときには、今これだけのことを遵守していますよではなくて、条例の趣旨に賛同しながら、こうしたことをやろうというビジョンや意欲を示すということで構わないということですよ。

もう一つは、支援の内容についてです。

今ご指摘いただいたように、助言、指導、情報提供だけではなく、具体的なメリットとしては補助が受けられるというのは確かに非常に分かりやすいと思いますが、もう一つに、訓練や能力構築などを支援の中に含めることができるのではないかなと思いた。

○諸坂委員 そうですね。そう思います。

○遠井委員 そこで、ハードルをどこまで下げるのかです。

例えば、移動動物園をつくりました、やりたいですというような人まで含めるのか、そうではなく、ある程度の外形的な制度があるところまでハードルを上げておくのかということを書き分けたほうがいいのではないかという気がしました。

○諸坂委員 そうですね。

あくまでも、この条例の理念に賛同するということと、また、審査委員会もこの条例の理念に合致しているかを審査するわけですから、そこはきちんと線を引けるかと思いません。

もう一つ、補助金行政の世界の話ですけれども、一定の業績というか、一定の実績が出せなかった場合には補助金の返還を求めるという規定をつくっているものもあります。確か横浜市には補助金規則があるのですが、補助金の不正使用があった場合には、国税通則法に基づく追徴課税として、25%上乗せして返還を求めるといえる規定があったかと思えます。

こういうふうに、金だけをもって、あとはやらんぼらんにしますよということは許しませんよということもきちんと書き込めるのです。毎年の報告義務を課すなど、そういうことはできるのですね。

ですから、合格ラインはある程度下げつつも、補助金をもらった以上、きっちり仕事はしてもらいますよというような緩急つけた制度設計は過去の事例も幾つか知っているの、書けるかなと思います。

○事務局（加藤円山動物園長） 我々が書いた趣旨についてです。

例えば、一番下の黒ポツは円山動物園でもクリアできていないのです。だから、整備方針や管理計画としていますし、動物福祉についても取り組んでいるとしているので、必ずしも全部が100点ですよということも意図しているわけではありません。100点になるためにどういう努力をしようとしているのか、していくのかを測るという意味で書いているということです。

それから、お聞きしたいのは、登録が唯一無二の制度なのかという疑問を投げかけられるのです。例えば、登録をするのではなく、円山動物園と連携協定を結ぶようにすればいいのではないかというのもあるのです。でも、例えば、連携協定とするにしても、連携を結ぶということは、動物園条例に趣旨に基づいた施設かを判断することになりますので、そっちの道に行くにしても、やはり、第三者委員会が必要ではないかと思っていますが、どうお考えでしょうか。

○諸坂委員 おっしゃるとおりです。

まず、そもそも論から言うと、協定というのは法的には契約と同じなのです。契約自由の原則と言うのですけれども、誰と誰が契約をしても、しなくても自由なのです。そうすると、例えば、最悪の場合、将来的に今の事務局体制が総入れ替えして、非常に金もうけ主義的な市長の下、金もうけ主義的な園長が就任されたとき、では、動物の取扱いが悪い施設と協定を結びましょうということも協定というレベルなら可能になってしまいます。場

合によっては、条例も改正すればいいだけですから、もっと動きやすいというか、もっと金もうけができるような条文をつけ加えた上で協定というふうにしようと思えばできます。

契約である以上、条例に規定する必要はありません。事実行為と言うのですけれども、契約は法律に基づかなくてもできます。したがって、協定は登録よりも非常に弱いものになります。あくまでも、登録というのは、こちら側が一定の要件を設定して、その要件に合致した者に対して認定するということになりますから、こちら側が優位に立ちます。登録制は、札幌市と相手方は上下関係を形成しますけれども、協定というのは契約ですから両者は対等関係になります。

そうすると、協定を結ぶということは、すなわち、相手方も市に対して物が言えるけれども、こちら側も相手方に物が言えます。こうしたお互いの契約関係の中でどうやってコラボしていきましょうかということで、ビジネスパートナーみたいな形になってくるのです。ですから、下手すると相手方にイニシアチブを取られてしまう危険性もあります。

それから、協定に関して問題があるとすれば、協定を結ぶプロセスが非公開になってしまうのです。誰が誰とどういうふうな接点を持って、どういう交渉の中、如何なる妥協や譲歩があって協定が結ばれたのかという協定の成立プロセスは、企業秘密も絡みますので、情報公開請求をしてもそこは出てこないという話になってきます。

でも、登録制に関しては、条例に基づいて行うものになりますから、第三者委員会がどういう判断をしたかは議事録にも残りますし、全てを情報公開できます。そうすると、市が市民に対して説明責任を果たすという観点からすると、登録制のほうが優れているということになると思います。

○事務局（加藤円山動物園長） 異委員の意見にあったように、例えば、条例に基づいて協定を結ぶにしても、やはり、お墨つきを与えることになるわけではないですか。それを円山動物園が恣意的にこの人と結ぶ、結ばないというのは、今おっしゃった情報公開や、市民の説明責任ということからすると問題がありますよね。

○諸坂委員 そう思います。

○事務局（加藤円山動物園長） 仮に協定を結ぶにしても、ちゃんと第三者委員会の審査を受けて協定を結ばないと、制度上も問題があるし、説明ができないのではないかと思うのですが、そういう考え方でいいですか。

○諸坂委員 おっしゃるとおりです。

登録制も第三者で、協定も第三者となると、どちらでもよくなってしまいます。結果的には、やるべき仕事というか、市が持たなければいけないコスト、人、物、金、時間というコストは同じになります。そうすると、どちらがいいといたら登録のほうがいいとなるのです。協定では駄目だとは言いませんけれども、いろいろなリスクを考えていくと、登録制のほうが条例を根拠に設計する制度としてはしっかりしていると思います。

今、私が頭の中で考えているのは、まず、登録制を条例上できちんとした上で、登録園館と円山動物園が今後どういうコラボをしていくかを協定で結んでいくというものです。

だから、登録制と協定という二つの制度を設計すればいいかなと思っています。

先ほど言ったように、協定は暴走していく危険性もあるので、協定についても条例で規定を設けてしまうのです。まず、第一義的に来るハードルが登録制で、登録園館に対して個別にどういう協定を結ぶかは別途考えなさいというような条文にしておけばパーフェクトかなと思います。

○金子議長 今、諸坂委員から、登録制のメリット、それから、条例にきちんと位置づけるべきということがありました。それは第3章を登録という形で位置づけるというお話で、それに対するのメリットをご説明いただきました。

今、協定についても入れたほうがいいのかというご意見がございましたが、それは、第4章の円山動物園の中に地域協定というものを項立てして入れるというようなお考えですか。

○諸坂委員 この協定の主体が誰になるかです。円山動物園が協定の主体になるのか、それとも、市が協定の主体になるのかによるのですが、登録制の中に協定を盛り込んでおいたほうが汎用性は高いかもしれないです。

例えば、市の教育委員会と登録園館が今後何か環境教育でやっていきたいと思います。これは、結局、市の主催のものをA動物園がやったことがA動物園のメリットにもなる、業績にも実績にもなるということからすると、円山動物園が契約主体になるよりは市が契約主体になったほうが色々な可能性を残した設計になるかなと思うのです。

ですから、今の発想からいくと、第3章の登録制の中に個別協定を、主語が「市長は」になるので、市長は登録園館と個別に協定を結ぶことができるというふうにしておけばいいかなと思います。

○金子議長 今、諸坂委員からいただいたご意見につきまして、皆さんからご質問やご意見いただきたいと思います。

登録制の位置づけや内容等についていかがでしょうか。

○遠井委員 一つだけよろしいでしょうか。

今のご説明で、非常にクリアになりました。確かに、制度としては登録制度がしっかりしていいなと私も個人的には思います。

一つお伺いしたいのですが、今、想定している事業者というのは、率先して市と協力して自分がやっているビジネスプランを変えていこうと考えている人たちではないですね。今、そこそこもうかっていて、できればこのままずっと続けたいと思っているわけで、そういう人たちにこちらの意向を伝えて協力を仰ぐということになるわけですが、登録するに当たってハードルが高いなと思ったら、そこにとどまってしまうと思うのです。

一方、協定であれば、ある程度ネゴシエーションができるのだったら、それだったらやってもいいなと考える可能性はないでしょうか。

○諸坂委員 結局、卵が先か鶏が先かみたいな話でして、登録するメリットといいですか、市とどういう協定を結べるかというところでうまみがないと登録はしないと思うのです。

要するに、私の園館にどういう支援をしてくれるかという具体的なプランが見えてこない以上、登録をしたいという気持ちにもならないと思うのです。

そうすると、まず、協定を結ぶならば登録をしてほしい、その協定に対する前提条件として登録してほしいのだという設計にしておけば、今の遠井委員のご疑念はクリアするかなと思います。

あくまでも、協定だけだと協定がどう暴走していくかがよく分からないのです。

そして、それを破棄する手続がないから、協定が生き残ってしまうみたいなものもあるので、協定には痛しかゆしのところがどうしてもあると考えます。その当時の首長の判断で協定をしますので、それはあまり前面に出す設計にはしないほうがいいし、協定だけだったら条例にする必要がなくなってしまうという問題も出てきてしまうのです。

ですから、あくまでも制度のたてつけとしては登録制ありきで、その登録された園館と市長、市がどういう協定を結ぶかは個別で検討するとしておくのです。ただし、常にそこには第三者委員会が監視していますよという設計にしておけばよろしいかと考えます。

○遠井委員 そうすると、今はそこそこもうかっているけれども、ここから先、みんなの意識が変わっていったらビジネスモデルは今から展開しておいたほうがいいですよというようなメッセージとしては登録制のほうがより客観的な基準との適合性を判断できるのでよいということですね。

○諸坂委員 そうですね。

○金子議長 ほかにご意見いかがでしょうか。

方向性としては、前回も皆さんから合意を得たところかと思えますけれども、登録制については、第3章に項立てをして、今、諸坂委員からご提案のありました地域協定も章の中に盛り込んでいくということです。

もしご異議がなければ、そういう方向で事務局に案をつくっていただくことにしたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○金子議長 それから、登録について、先ほどもお話をちょっとしましたけれども、円山動物園はどうしたらいいかということです。円山動物園は義務として登録するというものにするのか、あるいは、個別に市に対して登録を申請するようになるのか、その辺はいかがでしょうか。

○諸坂委員 これは私の個人的なイメージですけれども、自分で登録要件をつくって、自分で申請して、自分で登録園館になるというのは、見方を変えると手前みそになるのですよ。ですから、登録される対象というのは、あくまでも円山動物園以外です。

円山動物園というのは、第3章で規定される話ではなく、第4章で規定されるわけですよ。つまり、円山動物園では外部の動物園館がやろうとしている、やっていることは当然のこととして義務化されているのです。だから、円山動物園は登録制度の外側にある園館になるのです。

今ここで議論している登録制度というのは、円山動物園以外の円山動物園と志を同じくする園館を補助しましょうという設計にしないと、円山動物園が自分で登録要件をつくって、円山動物園が申請して、円山動物園が登録園館になって、では、円山動物園が円山動物園に支援するのですねというのは手前みそもいいところで、自己矛盾を起こす危険性があるから、設計上、円山動物園は別立てにしたほうが良いと僕は思うのです。

○金子議長 皆さん、いかがでしょうか。

○遠井委員 諸坂委員から登録から外するのは手前みそになるのではないかとご指摘があったように記憶しているのですが、どちらなのでしょう。

特に別立てで、あるべき義務を課して、あるべきモデルとして円山動物園を別章でやるということで利益誘導的な要素は懸念されないのであれば登録から外してもいいと思いますが、たしか、前回のご説明では、そういうやり方は不公正ではないかというご指摘があったと思うのです。

私にも条例のセンスがあまりないのですが、どちらのほうがより妥当性があるのか、もう一度、諸坂委員のご意見を伺いたいです。

○諸坂委員 今、僕が話したのが今の僕の考えですが、違うことを言っていましたか。

○金子議長 確かに、円山動物園についてはこうするときちゃんと書いておいたほうが良いですよ。

○金子議長 事務局の森山係長、記憶が定かではないのですが、私はそんなことを言っていましたか。

○事務局（森山調整担当係長） 表現としては、先ほどおっしゃったように、円山動物園は、当然、動物園であるべきことをやっている、義務なのだという意味合いで、登録の義務という言い方をされていたと思いますが、それがどういう趣旨かは分からないところもありました。

ただ、今、お話しいただいたと思うのですが、結局、登録は義務だといった部分がどこか条文に明記されるものになるのかどうか知りたいところです。

○事務局（加藤円山動物園長） おかしな園長が来て、円山動物園は生物多様性の保全なんてやめてしまえとなったら困るのでという文脈の中で円山動物園は義務化すべきというようなことになったと思っています。

○諸坂委員 ただ、設計としては私が先ほど言ったものが一番頑丈かなと思っています。私から登録制を発案したわけではなく、事務局の意向に沿って、どう登録制を弁護しようかなと思っています。いろいろと知恵を絞っていたところだったので、途中の考え方だったのかもかもしれませんが、ただいま私が話したことが私の最終提案です。

今、園長がおっしゃったように、登録というのは任意である以上、出るも自由、入るも自由なのです。要するに、登録だと、自然環境保全等に無知で拝金主義的な園長が来たとき、もう円山は登録園館として外しますと言ってしまうのです。ところが、第4章で円山動物園が義務化されていれば条例を改正するまで義務づけられるわけです。

だから、円山動物園では種の保存や動物福祉について必須でやらなければならないのだということをどんな園長が来てもそれを義務づける、規律させるという趣旨でいうならば、円山動物園は登録を義務化するのではなく、第4章で条例の内容自体を義務化したほうが強力になると思います。

○金子議長 遠井委員、いかがでしょうか。

○遠井委員 それならそれで分かりました。

○金子議長 ほかにございませんか。

○佐藤委員 第4章で円山動物について詳しく規定されますよね。そして、それがほかの施設と同じように登録施設となると、何か、登録のハードルがすごく上がる気がします。やはり、円山動物園は、登録ではなく、別にとのご意見に賛成します。

○金子議長 皆さん、いかがでしょうか。

そのような方向で、登録については、円山動物園は別で、第4章で規定するというところでよろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○金子議長 ありがとうございます。

それでは、登録制度についてほかにご意見がなければ、ここで、今日の議題の(1)の今の提案内容について皆さんに同意をいただきたいと思います。

形式的ですけれども、決を取ります。

どなたか異論のある方はいらっしゃればお話しただければと思うのですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○金子議長 ありがとうございます。

ゆっくりし過ぎてしまって、議事(1)に随分と時間をかけてしまいました。予定では12時に終了ということですが、皆さんのご予定はいかがでしょう。この後、すぐに退室しなければいけない方はいらっしゃいますか。

(「なし」と発言する者あり)

○金子議長 それでは、30分ぐらい延長し、次の議題に入りたいと思います。

ここから条例に盛り込むべき内容になります。

まず、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局(森山調整担当係長) それでは、条例に盛り込む内容についてです。

提言書でいきますと6ページになります。

あわせて、資料1の検討ポイントというものをご覧ください。こちらは、第1章、第2章を整理したときの主な変更点になっていますので、そちらもお手元に置いていただければと思います。また、資料3は、基本理念、基本原則と相関関係があって複雑なので、分かりやすく図解したものとして用意しました。基本理念の説明の際にはこの資料も見てくださいと思います。

これらの内容の整理は、前回会議の後に金子議長や伊勢副議長、遠井委員からいただいたご意見を反映したものになっております。

まず、提言書案の6ページの記載ぶりもこの場で確認をいただきたいと思っております。

(2)の第1章の①の目的です。

この提言書案は、盛り込む内容について、どういった経過で考えられてきたかを記述しまして、この内容を盛り込むべきだというような書きぶりとしております。

「動物園等が野生動物を飼育する目的は、野生動物の飼育、展示、教育、研究などの活動を通じて、野生動物の保全を実施するためであり、ひいては地域から地球上の生物多様性の保全に貢献することです。こうした動物園等の生物多様性の保全に関する活動は公益であるため、それらの活動を今後さらに推進していくためには、市、市民、事業者との協働が必要不可欠と考えます。

そこで本条例の目的は、『現在及び将来世代のために野生動物を保全し、自然と人が共生する持続可能な社会の実現に寄与すること』とし、そのために必要な以下のことを目的規定に定めるべきと考えます。

『動物園等が生物多様性の保全に重要な役割を果たしていることに鑑み、動物園等の活動の基本理念や保全措置を明らかにすること』。」です。

ここは、もともと、基本原則という言葉になっておりましたが、後ほど説明いたしますけれども、基本原則の項目が基本理念や実施事業の第2章に振り分けられるのではないかとということで、振り分けた結果、基本原則がなくなるという想定で、ここを修正するに当たって変えた内容となっております。

もう一つの項目ですけれども、「市、市民、事業者の協働を推進するために必要な措置を講じること」と整理をしております。

お配りしております資料1の検討ポイントの一番上の目的のところに変更点を列挙しております。1点目として、条例のつくりから見ても、動物園等が生物多様性の保全に重要な役割をすることは前提とすべきなので、「認め」という言葉を「鑑み」に変更してはどうかというご意見があり、そのように変えております。

それから、目的自体には目的を達成するためにすべき手段を記載したほうがよいとの意見から、「市、市民、事業者の協働により」を「市、市民、事業者の協働を推進するための措置を講じること」と変更しております。

それから、先ほど基本原則がなくなる方向性で整理すると言いましたが、では、この条例で基本理念と何を定めることでその目的を達成しようとするかとなります。全体を見ていく中では、動物園等が行う保全措置について定める、それが条例に定める手段として挙げられるのではないかとことから、こういった修正の内容とさせていただきます。

このようにそれぞれの項目を整理しているのですが、今日は、定義規定、市の責務の項目についての説明は割愛させていただいて、資料1の検討ポイントのうち、2番目以降、定義で新設した部分と基本理念以降の部分について、ポイントを絞って説明したいと思

ます。

なお、生物多様性の保全を新設することについては、後ほど基本原則に関わる部分として併せて説明しますので、まずは3番目の基本理念の変更点から説明いたします。

資料3をご覧くださいと思います。

見えにくいかもしれませんが、画面に表示しております①、②という番号となります。

まず、①の変更点です。

部会では、動物園と市民との関係性、市民協働、社会協働といったことを基本理念に提示してはどうかという意見がございましたので、この基本理念の1項目めの一番最初のほうに「市民参加の下」という言葉をつけ加え、社会協働を表すようにいたしました。

次に、②です。

これまで、レクリエーションや情操教育は、条例の目的からいって絶対に必要な要素ではないというような考えから基本理念には入れておりませんでした。慈しむ心というのは動物を大切にするという感情だけを指すものではなく、生き物は生態系の中で重要な構成要素であるということ認識する、生き物の尊厳を理解するといった感情も含まれるのではないかと、豊かな人間性を育むという情操教育の部分も生物多様性保全の重要性を理解して醸成を図ることにつながるものであるという考えから、基本理念にこの考えを入れていいのではないかと整理しました。

そこで、2項目めとして、「動物園等の活動は、生きものや自然の不思議に気づく感性を養い、動物を慈しむ心や豊かな人間性を育む機会が提供されるものでなければならない。」といった内容で整理をさせていただきました。

次に、③です。

生物多様性の保全の基本原則の部分ですけれども、もともと、基本原則に書いていた内容は、生物多様性の保全の定義に使えるものではないかと、原則というよりは、振り分けるとすれば定義で書いてはどうかということで、ここを定義のほうに持ってきて新設しました。

次に、④です。

基本原則の動物の展示の部分ですけれども、第2章の実施事業に動物の展示という事業を挙げております。ですから、この原則は実施事業の解説に書くべきという整理をしました。その結果、動物本来の生態や生息環境を正しく伝える動物の展示及び情報発信を行わなければならないといった正しく伝えるという要素が条文からはなくなります。そこで、条文のどこかに盛り込む必要があるかについて、今日、議論ができればと考えております。

次に、⑤です。

動物福祉向上の原則を挙げていましたが、ここに記述した内容は、第2章の動物福祉の向上、項目名を変えて良好な動物福祉の確保ですが、この項目とほぼ同じ内容でありますので、第2章にまとめました。

次に、⑥です。

教育活動の原則のところでは、もともとの条例内容案では二つの要素が入っていました。自然認識と市民など利用者の行動変容を促すですが、自然認識は基本理念に含めるべきという意見が前回までの会議でありましたので、基本理念にまとめました。また、後段の行動変容については、実施事業の（５）に教育活動がありますので、その解説書で記述する方法でまとめることで整理しました。

次に、⑦です。

左側の第２章、動物園水族館という列のところでありまして、実施事業の項目名を保全措置にしたというものです。動物園がやるべきことということで実施事業と書いたのですが、表現としては、目的規定にも保全措置をするということが保全を推進することにつながるという流れがありましたので、保全措置に合わせていただきました。

次に、⑧です。

実施事業の中で、もともとの案の（５）に情報発信という事業を挙げていたのですが、第２章の最後に別立てで情報の発信という項目がありました。それと区別がつきにくいということから、事業としての情報発信は情報の収集と提供のことであるという理解の下、別の項目に切り分けて、教育活動とは分けて整理しようということで、（６）に情報の収集及び提供をつくりました。

それに関連することとして、矢印はないのですが、実施事業の（１）には、もともと、動物の収集及び展示とありました。この展示の事業は、教育活動と同様に、何かを伝える事業というくくりで、（５）にまとめ、野生動物の生態を伝える動物の展示という表現を加えました。

最後に、⑨です。

もともと、実施事業の（６）にあった生き物や自然の不思議に気づく感性を養いという自然認識と情操教育の内容のものですが、一つの事業として挙げるのではなく、先ほどの基本理念の整理のとおり、動物園等の様々な活動を通じて醸成すべき人々の感性と考えまして、基本理念にまとめることで整理し、実施事業からは削除することにしました。

以上が定義、基本理念、原則、実施事業全体の整理結果でした。

ここで、資料１の検討ポイントの紙にお戻りください。

今、２番目の定義の項目から２ページの５番目の実施事業までの変更点を確認しました。

続いて、６番目の動物福祉の向上を良好な動物福祉の確保に変更した点についてですが、先ほども話題に出た際に説明しましたとおりで、これまでの会議での良好な動物福祉の確保は義務であるという考えから、条文内で使う表現を整理したというものです。今日は、この内容でいいかの確認をお願いできればと思います。

次に、７番目の情報発信の項目についてです。活動情報の公表という項目名に変えてはどうかということですが、修正後の実施事業の６番目に定義しました情報の収集と提供との違いを明確にするため、具体的に言いたかったことは、第２章のこれらの活動をちゃん

と毎年公表しましょう、どういう取組をしたのかを公表しましょうという内容でして、活動情報の公表と変更してはどうかということです。

以上が第1章、第2章の整理結果の説明であります。

○金子議長 かなり盛りだくさんの内容でした。今日は、大きいところ、ポイントになると思われるものについてご議論をいただいて、細かいところの修正はメールで送ってもらようにしたいと思います。

今、画面共有している資料1に従ってご意見いただきたいと思います。パソコン等で見られる方は報告書案の赤字で書かれているところを見ていただきたいと思います。

まず、1番の目的ですが、文言の修正等が少しあります。それから、基本原則はなくす方向で整理するということでしたが、目的の変更等についてはいかがでしょうか。

○遠井委員 基本原則をなくすことで整理をしていただいたのですが、改めて見てみると、法的には基本理念が基本原則ではないかなという気がしないでもないのですね。この話はここで言っているのでしょうか、それとも、後でご意見として言ったほうがよかったですでしょうか。

○金子議長 今でいいです。

○遠井委員 例えば、先ほどの文言を見ていると、何々しなければならぬとありますよね。これを英訳する場合には「Shall」で書くのではないかと思うのです。そうすると、これには一定の規範性というか、法的な方向づけがなされているものになると思うのです。つまり、一義的明確な規則やルールではなく、こうした方向性ということでは、規範的に意味があるということだから「Principle」に当たると思うのですね。

そうすると、法律を読み慣れている方がこれを見たとき、ここは基本原則ではないのかと思うのではないかという気がしたのです。特に英文の条文だとそうになってしまうのではないかと思うのです。

○金子議長 事務局からいかがですか。

○事務局（森山調整担当係長） 今の遠井委員のご意見は、理念に置いているものは原則っぽく見えるなということだったかと思います。そうすると、基本原則に変えようかという話もあると思うのですが、基本理念というものをここで明確にうたう必要はないと考えていいでしょうか。

○遠井委員 もしかしたら条例では違うかもしれませんが、通常、理念というものは前文や目的規定から読み取るものだと思うのですね。そうすると、理念というものはまさにここに書かれたことなのですが、条文として書かれるときには、これは原則規定ですねといっても全然問題はないのではないかということです。

理念だともう少し抽象度が高いものというイメージがあるのです。例えば、生物多様性基本法においても、基本原則に当たる条文が第3条にありますよね。あれと同じように、こうした考え方というのも様々な以下の規則を解釈したり実施したりする際には、当然、考慮していくべき方向性だという意味から理念と言ってもいいのかもしれませんが、

原則規定を参照しながらやっていますということで問題はないように思うのです。

どうなのでしょう、理念規定というのは普通入れるのですか。私の理解では、理念というのは前文や目的規定から読む側が読み取るものかなと考えていたのです。

○諸坂委員 基本理念という条文や基本原則という条文の両方があるようなものもあります。

基本理念というと、今、遠井委員がおっしゃったように、前文で書くものもあるのですが、簡条書き的に、第1項、第2項という形にするものもあります。基本理念というのは、基本的な考え方というか、基本的な市のスタンスを書くものなのです。今、誤解を生んでいるのは、資料3の横長の真ん中のところで「〇〇しなければならない」という書きぶりになっているので、これは基本原則ではないかというお話だと思うのです。

「〇〇を基本とする」とか、こういうスタンスでいくというようなことを書くのが基本理念で、その理念を実現するためにはこういう原則でやります、例えば、情報公開を原則としますとか、何々をしなければいけないというような書き方をします。

今のこの条例のたてつけをずっと見ていくと、「〇〇しなければならない」という部分は、全部、第2章の動物園水族館の規定の中で書かれてしまっているのです。ですから、基本原則と第2章にかなりダブるところがあるので、基本原則という言葉はなくし、基本理念だけを残そうとしているのですが、今の資料3の書きぶりが基本原則っぽく書かれてしまっているのですね。そこで、これを基本理念というふうに書き直せば問題はクリアするかなと思います。

前文は前文として、目的を目的として、同じようなことを書くことはあり得るのですが、基本理念という条文はやはり残したいかなと思っています。

○金子議長 遠井委員、いかがですか。

○遠井委員 ここに書かれている内容は十分明確で、これ以上削る必要はないと思うのですが、書き方としては何々を旨とするみたいに語尾を変えればよいというご趣旨ですか。

○諸坂委員 そういうことです。

○遠井委員 分かりました。

○金子議長 ほかの皆さんはいかがでしょう。

今、事務局が札幌市環境基本条例を画面に出しています。

○諸坂委員 これも何々しなければならないという書き方なのですね。私がただいま調べたのは札幌市自治基本条例で、それでは何々を基本とするという書き方をされていたのです。

札幌市自治基本条例の基本理念と言うと、まちづくりは市民が主体であることを基本とする、市政は市民の信託に基づくものであることを基本とすると書かれていて、その次にあった基本原則では、まちづくりは市民の参加により行われるものとする、何々するものとするという書き方でした。この「するものとする」という表現をもう少し強くすると、

「しなければならない」になるのですね。

今映していただいておりますが、基本理念と基本原則はこういう位置づけです。

環境基本条例が基本原則っぽく基本理念を書き忘れてしまっているところはあるのですけれども、これがスタンダードなスタイルだと思います。

○金子議長 ほかにございませんか。

○遠井委員 では、札幌市環境基本条例の書き方と整合性があるということであれば、特にあれこれ文句をつける必要もないのかなという気もしてきたのですが、生物多様性基本法や条約だと理念という条文があまりないので、違和感を持ったということです。

札幌市の体系的な捉え方として問題がないということであれば、特にこだわることはありません。

○金子議長 それでは、今のご意見を踏まえ、事務局で整理をしていただき、次回にでも案を出していただくということにしたいと思います。

時間がかかり迫ってきておりますので、今ご説明いただいたところで区切りをつけることにします。

次に、定義についてです。

定義で生物多様性の保全を新設したということが一つのポイントになっておりますが、まず、これについてはいかがでしょうか。

○事務局（森山調整担当係長） 事務局から、もう一つ、今の定義に関係することでお話ししたいと思います。

提言書の10ページになります。

生物多様性の保全を定義してはどうかという今の整理になっておりますが、もし定義しない場合でも、動物園の活動を通じて伝えたいことは条文のどこかに記載する必要があるのかなと考えています。そういった意味では、基本原則というのも、以下の2点について、規定している部分を残してもいいのではないかという考えについて併せて確認をいただきたいと思っております。

1個目は、「動物園の活動は、野生動物の種の保存等が図られるとともに、多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて保全されることを旨として行われなければならない」です。2個目は、展示や教育といったもので伝える内容で、「動物園の活動は、野生動物の展示、生物多様性に関する教育の推進、研究成果の還元、広報活動の充実等により、動物本来の生態や生息環境を正しく伝えなければならない」です。

今挙げた2点の表現がなくなってしまうものですから、条文に残さなくてよいかという点についてご意見をいただければと思います。

○金子議長 生物多様性の保全を追加しなかった場合ということですか。それはそれで追加で、生物多様性保全を入れるという案ではない場合は基本原則のところの文をここへ入れるかのどちらかということですね。

○事務局（森山調整担当係長） そうです。

○金子議長 今、森山係長からご提案がありましたけれども、まず、事務局としては、生物多様性の保全ということを加えたほうがいいのではないかと案が一つです。ただ、ここに加えないということであれば、なくなってしまう文言もあるので、10ページに基本原則として書かれているところを入れてはどうかという代替案です。

この二つのどちらがよろしいかについてご検討いただきたいということです。

○諸坂委員 基本理念の条文と基本原則の条文の位置づけの関係性についてご認識をいただいた上で議論したほうがいいと思っています。

基本理念というのは、先ほども言いましたけれども、この条例はこういう基本的な考え方を前提とします、こういうスタンスでやっていきますというものです。その基本理念を実現するにはこういうことを原則としてやっていきますというのが基本原則です。だから、理念を実現するため、こういう原理原則の下、我々は動いていきますという位置関係になっているのです。

しかし、赤色の字で書かれている基本原則と横長の基本理念と書かれているものがいまいち座りが悪いのですよ。ぶっちゃけて言うと、横長の資料3に書かれている基本理念も基本原則だし、共有画面で見せていただいているのも基本原則なのです。

これを基本原則として書くのは駄目だと言っているわけではなく、これが基本原則だとすると、では、基本理念とは何なのですかというものが無いと座りが悪くなってしまいうことです。あくまでも、基本理念というのは、我々は、この条例を実施、実現していくためにこういうスタンスで行きますというまさに理念なのです。そして、その理念を実現するため、こういう原則、こういうルールを敷いて、このルールから外れませんというものが基本原則なのです。そして、その基本原則の実効性を高めるためには、我々はこういう責務を持たなければいけない、こういう事業をやりますと、ピラミッドのようにだんだん裾野が広がっていくものなのです。ですから、赤色の字の基本原則を書くこと自体には反対ではないですけれども、そうすると理念と整合性がないという印象です。

とはいえ、この短い時間で議論を尽くすのは厳しいので、私の提案としては、基本理念と基本原則を残すという前提とし、私も参加しますので、作文をして、基本理念と基本原則にはこういうことを書くのだというものを皆さんにお示しし、その上で議論したほうが実りあるかなと思いますが、いかがでしょうか。

○金子議長 基本理念、基本原則がまだ整理されていないので、原案を事務局と諸坂委員あるいは遠井委員でもんで、再度、皆さんにお示ししたほうが建設的な議論ができるのではないかとご意見だったかと思いますが、いかがでしょうか。

○遠井委員 進め方として、もう少し整理をしてからということには賛成ですが、今これを見ての印象ですが、今あるものに振り分けできるのではないかなという気もしないではありません。

例えば、後半については、実施事業の(5)に野生生物の生態を伝える展示及び教育活動に関することと書いてあったので、それをより詳しく書いていると見えないこともない

のです。もちろん、はっきりと条文に書いてしまったほうがいいなという印象もあるのですけれども、内容としては実施事業の5番目と重複しているように見えます。

それから、1番目は、種の保存等が図られるとともに書いてあるのですが、後半は生物多様性保全の概念を述べていますよね。では、動物園の活動が地域の自然的社会的条件に応じて保全されることを旨として行わなければならないというのは、では、何をするのか、例えば、自然環境の改変にならないような措置を動物園が出ていってやるのですかと読めなくもないのです。

要するに、生物多様性保全に貢献していますということであれば、平たく言えば目的規定に吸収されていくような気もしないではないのです。ですから、この意図があれば、今、補足でご説明いただければありがたいですが、時間があまりないようでしたら、それも含めて再検討ということでも結構です。

○事務局（加藤円山動物園長） 今のお2人のご意見を踏まえて、もう一回整理します。

○金子議長 第3章の登録制のところは方向性を出ささせていただきましたが、第3章や第4章についてはこれからつくっていかねばなりません。

理念、原則、定義については、再度、整理をするということにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局（森山調整担当係長） 遠井委員の言うように、書き分けていけるものですが、ここに表現しようとしていた文章はなくなるということで考えていくべきかという確認をした。要素をここに盛り込んでいくということでよければ、このような整理の仕方でいきたいと思います。また、今、表示しているような形の表現を残しておきたいというのであれば、そういう検討が必要かという趣旨でお諮りしたところです。

皆さんもほかの部分に整理していくという方向でよろしければ、そのようにしたいと思います。

○金子議長 生物多様性の保全はパッケージのほうに入れて、漏れたところをどこか別なところに入れるのだけれども、理念と原則が少し……

○事務局（森山調整担当係長） 全く同じ表現にはならないと思います。ここに書いてきたような表現になっていくかなと思います。

また、二つ目の教育活動というか、動物本来の生態を正しく伝えていくというのは、提言書の12ページにありますけれども、解説に趣旨を書き、条文からは表現が消えることになるかなと思います。

○遠井委員 2番目のところは、確かに条文にはっきり残しておいたほうがいいのかという気もしないではないのです。例えば、実施事業のところにもう少し書き足して、第2文としてくっつけていくこともあり得るのではないかと思いました。

○事務局（森山調整担当係長） 基本原則や理念的な表現だと思いますので、それを実施事業に修飾語としてつけるのが適切かどうかということがあるかと思うのです。

今の修正案としては、野生動物の生態を伝えるということ短いセンテンスでつけ加え

まして、展示や教育活動という事業を表現しているところなのです。全く同じような動物本来の生態を正しく伝えるというような書きぶりは、条文では基本原則のようなどころでないとなかなか書けないかなという思いです。

○金子議長 今、理念と原則など、いわゆるフレーム的な話と文言的な話がぐちゃぐちゃとなっていて、削除するしないも含め、全体について、諸坂委員、遠井委員と打合せをしていただいた上で整理し、案をつくって皆さんにご提示するほうが議論としては早いかなと思います。

今、時間があまりありませんので、これだけは盛り込んだほうがいい、あるいは、これは要らないのではないかというご意見がございましたらこの場に出していただくか、メール等でできるだけ早いうちに送っていただくことにしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○小菅委員 僕は、文言として動物本来の生態というのは非常に重要だと思っています。先ほどこの言葉がここに出てこなくなってしまうということだったのですが、動物本来の生態系ということは残しておかないと、擬人化について、このところは絶対引っかかってくると思っています。

○金子議長 そのほかにいかがでしょうか。

○佐藤委員 7ページが一番最後の行の「動物福祉（アニマルウェルフェア）の身体的及び心理的な状態である。」は、このままでいいですか。私は意味を取りかねたのです。

○事務局（森山調整担当係長） 「動物の」ですから、この括弧書きも含めて、誤りです。「動物福祉（アニマルウェルフェア）とは」で、さらに「動物」が抜けています。「動物の身体的及び心理的な状態である」です。

○佐藤委員 分かりました。

○金子議長 ほかのページについて何かご意見はありませんか。

○佐藤委員 もう一ついいですか。

8ページの累代飼育の太字部分のところも、若干、意味不明な気がしたのです。

「この条例において累代飼育とは、動物を3世代以上に」はどうですか。

○事務局（森山調整担当係長） 「かつ」の前の飼育の「飼」が誤字で、要らなかった文字になります。ここは削除して、「かつ飼育することをいう」です。

○金子議長 誤植ですね。そのほか、いかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○金子議長 部会の回数も限られていまして、ここが最後の山場です。今日、修正版を森山係長からお送りしていますので、それにぜひ目を通していただいて、近日中にご意見等を送っていただければと思います。

なお、定義から理念の部分については、諸坂委員、遠井委員を中心に、事務局と調整をしていただいて、案をつくっていただくということをお願いをしたいと思います。

後半のほうは議論がまだ不十分ですけれども、こちらにも目を通していただいて、ご意

見をいただければと思います。

それでは、進行が悪く、最後まで議論できず、申し訳ありませんでした。時間を大分超過してしまいましたので、今日のところはこれで終わりたいと思いますが、追加して修正するところも含め、皆さんに同意をいただいたということにさせていただきたいと思います。

それでは、事務局にお返しをしたいと思います。

3. 閉 会

○事務局（佐々木経営管理課長） 皆さん、本日は疲れさまでございました。

事務局からの連絡事項です。

1点目は、次回会議の日程についてです。次回は、9月22日10時から、最終回ということで予定をしております。そのため、オンラインではなく、円山動物園の会場にお集まりいただき開催をしたいと考えておりますので、市外にお住まいの方につきましては移動のご準備をお願いしたいと思います。

あわせて、本日、積み残したもの、まだ資料ができていないものについては22日までの間に資料等をお送りしますので、そちらをご確認いただき、ご意見等をいただきたいと思います。

今回の22日の最終回では、議案は最終的な報告書の確認となります。提言書案を含めました検討結果報告書の案については、本日以降、鋭意、事務局で作成し、でき次第、皆様にデータを送付させていただきます。

検討委員の皆様が報告する書面となりますので、内容をご確認いただき、お気づきの点は共有し、不備のないものを完成させたいと考えております。次回の会議では、修正案を残しつつも、可能な限り、考え方や提言内容について合意の上で確定したいと考えておりますので、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

2点目は、議事録についてです。6回目から本日の8回目までの議事録の確認が必要となります。完成したものからご確認いただきたいと思いますと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。本日は、どうもありがとうございました。

以 上